

特定施設について

特定工場等に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を騒音規制法と振動規制法では特定施設と定めて、届出を義務付けています。

1 特定施設の種類の種類

特定施設の分類は、総務省統計局の「日本標準商品分類」に基づいています。

それぞれ下表に掲げる施設が該当します。

騒音 (騒音規制法第2条第1項)			
騒音規制法施行令別表第1の項番号	施設の種類の種類	規格	
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kn(キロニュートン)以上のもの
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤードrawingマシン	
		リ ブラスト	タンブラスト以外のもの(密閉式のものを除く。)
		ヌ タンブラー	
		ル 切断機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	
4	織機	原動機を用いるもの	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	
7	木材加工	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの

	機 械	ハ 碎木機	
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のもの
		ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のもの
		ヘ かな盤	
8	抄紙機		
9	印刷機械	原動機を用いるもの	
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機	ジョルト式のもの	

※騒音規制法では、空調機器や冷凍・冷蔵設備に付随する圧縮機は、特定施設に該当しません。

また、真空ポンプや風力発電施設も特定施設には該当しません。

※騒音規制法で定める工場又は事業場に設置される施設に該当しなくても、鹿屋市環境保全条例で定める騒音に係る指定施設に該当する場合があります。

振 動 (振動規制法第2条第1項)			
振動規制法施行令別表第1の項番号	施 設 の 種 類	規 模	
1	金 属 加 工 機 械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ 機械プレス	
		ハ せん断	原動機の定格出力が1kw 以上のもの
		ニ 鍛造機	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw 以上のもの
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のもの	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw 以上のもの	
4	織 機	原動機を用いるもの	
5	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械	コンクリートブロックマシンは原動機の定格出力の合計が2.95kw 以上のもの、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械は原動機の定格出力の合計が10kw 以上のもの	
6	木 材 加 工 機 械	イ ドラムパーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw 以上のもの
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw 以上のもの	

8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力30kw以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のもの

※振動規制法では、空調機器や冷凍・冷蔵設備に付随する圧縮機は、特定施設に該当しません。

2 (1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準 (騒音規制法第12条)

地域の区分			基準値		
			昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	緑色	第一種低層住居専用地域	50以下	45以下	40以下
第2種区域	黄緑色	第一種中高層住居専用地域	60以下	50以下	45以下
	黄色	第一種住居地域、準住居地域、用途地域外、都市計画区域外			
第3種区域	赤色	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65以下	60以下	50以下
第4種区域	青色	工業地域	70以下	65以下	55以下

※基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

※昼間、朝・夕、夜間とは、それぞれ午前8時～午後7時、午前6時～午前8時、午後7時～午後10時、午後10時～翌日の午前6時をいう。

(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準 (振動規制法第12条)

地域の区分			基準値	
			昼間	夜間
第1種区域	緑色	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、都市計画区域外	60以下	55以下
第2種区域	赤色	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域内の用途地域外	65以下	60以下
	青色	工業地域		

※基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

※昼間、夜間とは、それぞれ午前8時～午後7時、午後7時～翌日の午前8時をいう。

3 届出受付期間 (騒音規制法及び振動規制法：第6条、8条、10条、11条)

- ①設置の届出：特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで
- ②数等の変更の届出：変更に係る工事の開始の日の30日前まで
- ③氏名の変更等の届出：変更があった日から30日以内
- ④廃止の届出：廃止の日から30日以内
- ⑤承継の届出：承継があった日から30日以内

※届出書は、正本とその写し計2部を提出してください。

4 報告及び検査（騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項）

騒音規制法・振動規制法に基づいて、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求めたり、当該場所へ立ち入り、物件を検査することができます。

5 改善勧告・命令（騒音規制法12条、振動規制法12条）

特定工場等において発生する騒音及び振動が規制基準に適合せず、かつ特定建設作業の場所の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音規制法・振動規制法に基づいて、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用法もしくは配置を変更すべきことを勧告・命令する場合があります。

6 罰則（騒音規制法29条～33条、振動規制法25条～29条）

改善命令等に違反した場合は、罰則があります。